

会報

いしかわ

2008.8月 No.44



■金沢21世紀美術館 提供



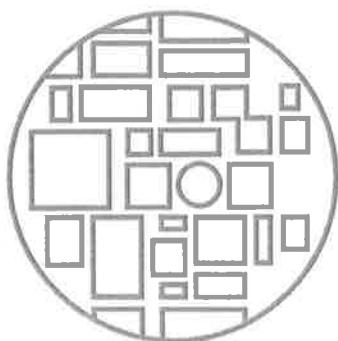
石川県行政書士会

目 次

ご挨拶	1
石川県行政書士会会长　茅野 勇平	
日本行政書士会連合会会长 宮本 達夫	
石川県知事 谷本 正憲	
日政連報告	4
「ゲートキーパー法」制定	5
会員の部屋はあなたの情報ステーション	7
外国人の在留手続きについてQ&A	13
改正戸籍法	17
自動車関係諸税について	23
風俗営業法について	25
ADR金大研修修了者	26
年齢早見表	27
会員のコーナー・新入会員の紹介	29
会務日誌	30
会員移動	32
編集後記	

表紙写真説明

『まちに開かれた公園のような美術館』



金沢21世紀美術館は、金沢市の中心部に位置し、だれもがいつでも立ち寄ることができ、様々な出会いや体験が可能となる公園のような美術館を目指しています。このため建物には表と裏のないガラスのアートサークルが採用され、トップライトや光庭など明るさや開放感にも十分に配慮しています。また、夜間開館や魅力的なショップ、レストランなど利用者ニーズに対応し、気軽さ、楽しさ、使いやすさがキーワードのこれまでにない美術館です。

基本情報

920-8509 金沢市広坂1-2-1

電話:076-220-2800 FAX:076-220-2802

Eメール:info@kanazawa21.jp HP:<http://www.kanazawa21.jp/>

開館時間:10時~18時(金・土は20時まで) 無料ゾーンは9時~22時

休館日:月曜日(月曜が休日の場合はその翌日)、年末年始

交通アクセス:JR金沢駅東口バスターミナルより、バスにて「香林坊(アトリオ前)」

下車 所要時間 約10分

◆会長挨拶



ご挨拶

石川県行政書士会
会長 茅野勇平

平素は、石川県行政書士会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、平成20年度の定時総会は、平成19年度の事業報告、収支決算報告並びに平成20年度事業計画、収支予算の全ての議案が原案のとおりご承認を賜り有り難く厚く感謝申し上げます。

定時総会でご承認を賜りました各種の事業については役員の皆様とよくご相談を申し上げ、本会のとるべき道並びに行政書士制度の更なる発展充実を推し進めて参りたいと存じます。石川県行政書士会の会員諸先生には、各種の事業の推進に当たりまして種々のご提言やご助言を賜ります様重ねてお願い申し上げる次第であります。

石川県行政書士会の平成19年度の各種の事業は、本会会員の皆様のご理解とご指導ご協力により素晴らしい成果が上がりました。又、本会の有能な役員各位のご努力ご尽力で各種の事業がとどこうりなく遂行されましたことに対し、心より敬服申し上げますと共に感謝申し上げる次第であります。

行政書士制度を取り巻く環境は、急激なICT化、規制改革、行財政改革、司法制度改革など大きな時代の変革の中にあります。

その中で、本年1月には行政書士法の一部が改正され、念願でありました「行政書士が取り扱う行政手続に関しまして不利益処分がなされた場合、依頼者に代わってその不利益処分に対する聴聞代理、又は、弁明代理の権能が付与される」ことになりました。この権能は、士業の中でも行政書士だけに付与されたものであります。法の施行は本年7月1日で又一つ行政書士制度が前進することになりました。

本年3月26日には、日本弁護士連合会と日本行政書士会連合会との間にADR・裁判外紛争解決に関する

合意がなされました。ご承知のとおり、ADR法の中では弁護士と協力して行うことが定められており、弁護士の協力がないとADRはなかなか難しい問題でありましたが、これも解消いたしました。石川県行政書士会でもADRに真剣に取り組んでいるところであります。いま少し天下の情勢を見ながら本格的に取り組みたいと存じます。

一方、これはチョット残念なことであります。行政不服審査法について申し上げねばなりません。

改革行政不服審査法が論議されております。残念ながら、これには行政書士が含まれておりません。行政手続に一番精通しております行政書士が含まれていないのは、どう考えても納得のいかないところではありますが、いかんともしがたい状況にあります。

この行政不服審査法の施行は2年後のしかるべきときになっております。法の施行のそのときまでに行政書士が参入できるよう努力をし、研鑽を積み重ねなければなりません。先ほど「行政手続の聴聞代理、弁明代理」の機能が付与されたと申し上げましたが、正しく、この機能で「行政手続の聴聞代理、弁明代理」の実績をもとに、行政書士に行政不服審査法に基づく不服申し立ての代理権を獲得いたしたいと考えております。

拡大する国際化など社会の変化に伴い社会に対する使命と責任は一層重くなっています。行政書士制度は、県民市民の負託に的確にお応えすることが、今、もっとも重要な課題となっております。

「街の法律家」と言われる行政書士は、日頃の業務を通じて、県民市民の権利を擁護し、義務の履行に寄与する等の「社会主義」の実現に努めなければいけないと考えております。

社会貢献の一環として、法律弱者救済の事業を推進してまいりたいと考えております。「成年後見人制度」や「生活保護制度」における法律弱者の救済事業は行政書士が行える社会貢献の最大の事業といえますし、今後の大きな課題といえます。

ようやく、石川県行政書士会に後見人制度の研究会も立ちあがられ、本格的に社会貢献事業にも取り組んでいるところであります。

平成20年度の石川県行政書士会は、個々の行政書士がそれぞれの専門分野でご活躍できますよう、各種の研修を積極的に実施し、行政書士が関与する複雑多岐にわたる業務を通じて県民市民の負託に応えられるよう、更なる行政書士制度の発展を期してまいる所存であります。

最後になりましたが、石川県行政書士会会員の皆様の今後のご活躍をご祈念申し上げます。

行政書士制度並びに石川県行政書士会のより一層の発展のために今後とも格別のご指導ご鞭撻をお願い申し上げご挨拶といたします。

◆日本行政書士会連合会会長 挨拶



祝　辞

日本行政書士会連合会
会長 宮 本 達 夫

本日は、石川県行政書士会の平成二十年度定時総会にお招き頂きありがとうございます。日頃、茅野会長をはじめ会員各位には、日行連の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより懸案でありました聴聞又は弁明の機会等の法改正が成立し、来る七月一日より施行となります。この改正により許認可等に関し、申請から結果通知までに聴聞・弁明が加わり、一貫したサポートを行政書士が担うことになりました。

さらに、裁判外紛争解決手続きADRについても、日本弁護士連合会との協力体制について基本的な合意を交わすことができたことを受け、日行連は各単位会において取り組んで頂いている認証機関の早期実現に向けた支援を行う所存であります。

これらのほかにも、課題は山積しておりますが、すべての面で全国の単位会が行政書士制度の更なる充実を図り、国民の多様なニーズに応える必要があります。それには、行政書士一人ひとりが従前にも増して法令遵守や職業倫理の向上に努めるとともに、自らも意識改革を行って、国民の信頼を獲得し、新時代にふさわしい行政書士として、搖るぎない地位を確立しなければなりません。

これにより、行政書士制度は更なる発展を遂げることができる全国の単位会と会員各位にご理解頂くとともに、日行連の事業運営に一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

結びに、石川県行政書士会及び会員各位のますますのご発展とご多幸を祈念し、祝辞とします。

◆石川県知事 定時総会挨拶



祝　辞

石川県知事
谷 本 正 憲

本日、石川県行政書士会の平成二十年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、今程、長年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄える会長表彰をお受けになられました皆様には、心からお祝いを申し上げますとともに、本日の受賞を契機に、より一層のご活躍を期待しております。

さて、行政書士の皆様は、県民の皆様と行政をつなぐ懸け橋として、また県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在となっておられます。

これもひとえに、石川県行政書士会並びに会員の皆様が業務に精励され、県民の皆様の信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表します。

県民の皆様の行政サービスに対するニーズは多様化しており、県民の皆様と行政をつなぐ役割を担っていただく行政書士の皆様に寄せられる期待は、これまで以上に大きいものがあると思います。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県政の発展にお力添えをいただることをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

日政連報告

石政連幹事長 的場晴次



会員の皆様の多大なるご支援、ご協力により本年1月に成立致しました行政書士法の一部を改正する法律が7月1日から施行されました。

この法律の改正内容は「行政書士は、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する聴聞又は弁明の機会の付与等の手続きにおいて当該官公署に対する行為について、非独占業務として、弁護士法第72条に抵触しない範囲で代理することを業とすること」とすること。

懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとすること等、欠格事由に関する規定の整備を行うこと。

行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、2年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることとする。

行政書士又は行政書士の使用者等の守秘義務違反に対する罰金の多額を100万円とするものとすること等、罰則に関する整備をおこなうこと」の4点です。

この法律の施行を受けて日政連では次の法律改正目標として、次期国会で審議されます行政不服審査法改正案に絡めて、現在、地方分権推進委員会が推進しています国から地方への権限委譲に伴い、今後増加するであろう地方自治体への不服審査申立に行政書士が関与できるよう各単位会及び政治連盟が一丸となって、国會議員及び地方議会に強力に働きかけ、行政書士が不服審査申立の代理人となることを可能とする行政書士法の改正を目指します。

政治連盟は、決して一部の政治家や政党にのみ便宜供与をしているのではなく、行政書士の地位の向上と権益の確保のために日々努力していますことをご理解いただき、会員の皆様の更なるご支援ご鞭撻の程宜しくお願ひ申し上げます。

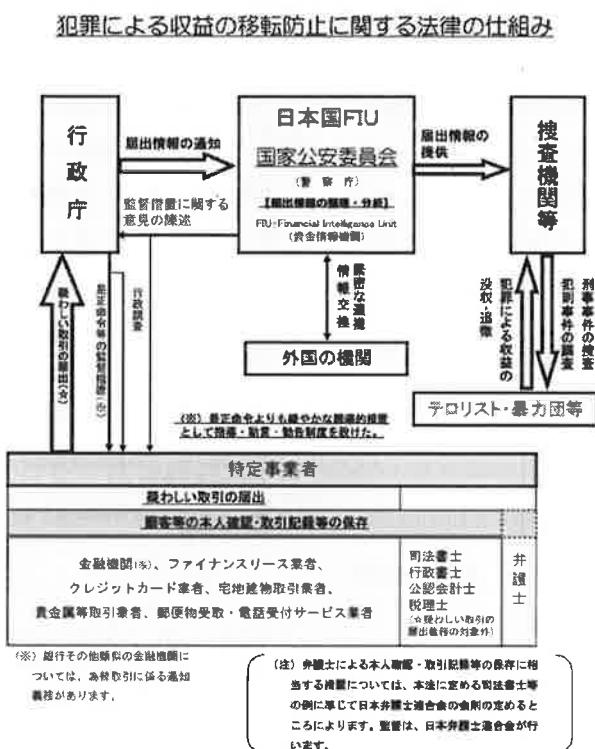
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」いわゆる
「ゲートキーパー法」が平成19年3月に制定され、
平成20年3月1日に施行されました。

犯罪収益移転防止法の概要(出典:警察庁ホームページより/一部改変)

犯罪収益移転防止法

平成20年3月1日施行

マネー・ローンタリング、テロ資金供与防止のため、
本人確認が必要となる事業者が広がります



● この法律の目的（第1条関係）

この法律は、犯罪により得た収益をはく奪することや、被害の回復を図ることが重要であることから、犯罪による収益の移転防止を図るとともに、テロ行為などへの資金の供与防止を確保するなどにより、国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展に寄与するために制定されたものです。

● この法律にいう特定事業者（第2条第2項関係）

この法律では、特定事業者とは、金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等をいうと定められました。

● 特定事業者による措置

- (1) 特定事業者（弁護士及び弁護士法人を除く。以下同じ）は、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行なうことが義務づけられたとともに、その記録を7年間保存することが義務づけられました。（第4条～第6条関係）
 - (2) 特定事業者は、取引記録を7年間保存することが義務づけられました。（第7条関係）
 - (3) 特定事業者（司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士を除く。）は、その業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等には、一定の事項を監督官庁に届け出ることが義務づけられました。監督官庁は、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知することが定められました。（第9条関係）
 - (4) 特定事業者（業として為替取引を行う者に限る。）は、外国為替取引を行うときは、顧客の本人特定事項等を通知して行わなければならないことが義務づけられました。（第10条関係）

● 疑わしい取引の届出に関する情報の提供（第11条・第12条関係）

国家公安委員会は、捜査機関等及び外国の相当機関（FIU）に対し、疑わしい取引の届出に関する情報を提供することが定められました。

●本人確認記録様式【例】

(本会ホームページ「会員の部屋」から下記の様式と記載要領のExcelデータをダウンロードできます。)

個人

本人確認を行った者			
本人確認記録を作成した者			
本人確認を行った取引の種類			
口座番号・顧客番号等			
本人特定事項等			
個人	氏名(フリガナ)		
	住居		
	生年月日	(西暦)	
代理人	氏名(フリガナ)		
	住居		
	生年月日	(西暦)	
	顧客との関係		
本人確認方法等			
本人 関係	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	
		<input type="checkbox"/> 外国人登録原票の写し又は記載事項証明書	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本	
		<input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書	
代理人 関係	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 各種健康保険証	
		<input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
		<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
		<input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	<input type="checkbox"/> 官公庁から発行又は発給された書類等	
		<input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等	
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> その他 ()	
		名称 ()	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	発行者 ()	
		記号番号 ()	
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 対面取引	
		<input type="checkbox"/> 原本の提示	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	年月日 ()	
		時刻 ()	
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付	
		年月日 ()	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(写し)の添付	
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 非対面取引	
		<input type="checkbox"/> 原本又は写しの送付を受けた日付	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	年月日 ()	
		<input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付	
	本人確認書類	年月日 ()	
		<input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付	
	現在の住居等を 確認した方法 (本人確認書類と 現住所が異なる場合)	年月日 ()	
		<input type="checkbox"/> 本人確認書類(写し)の添付	
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

会員の部屋は あなたの情報ステーション！

当会では、会員への情報提供をFAXで配信しているほかに、「会員の部屋」においても同様に情報提供しています。

ところで、「会員の部屋」では、立上げ時からこれまでに掲載されたニュース記事の数が、約230件ほどになりました。この中には、後日参照する機会が多いと思われるものもあります。しかし、トップページで表示される掲載記事は、直近の10件のみです。そのため、過去の記事を参照するには、目視により「月別記事」の中から探すか又は全文検索して画面に表示させる必要があります。

そこで、過去に掲載された記事の全タイトルを一覧表にしました。

なお、過去の記事を検索する手順は、以下のとおりです。

(詳細は、「会員の部屋」にログイン後、「利用の手引」をご覧下さい。)

- ①「会員の部屋」にログインします。
 - ②画面右上の隅にある「検索BOX」にキーワードを入力します。
 - ③「サイト内検索」のボタンをクリックします。
- すると、②で指定した文字を含む記事を全文検索して、該当記事の一覧が表示されます。
- ④この一覧表の中から、めざす記事のタイトル文字をクリックします。
 - ⑤以上により、記事本文が表示されます。

I C T 委員会(旧称 I T 委員会)

「会員の部屋」・「ニュース」掲載記事タイトル 一覧表

(今回収録年月:2005年3月～2008年6月、今回収録件数:230件)

掲載年月	件数	カテゴリ	タイトル
2008年6月	3	会員の投稿	石行発第134号 プロフィール再確認のお願い手順の補足
		会員の投稿	石行発第133号 法務省オンライン申請システムのプログラム等の入替え
		会員の投稿	石行発第129号 建設業許可業者数調査の結果について
2008年5月	5	会員の投稿	石行発第117号 建築士法改正について
		会員の投稿	石行発第113号 公益法人の公益認定の件
		会員の投稿	石行発第109号 自動車検査登録情報提供サービスについて
		会員の投稿	石行発第106号 家系図作成に関する留意について
		会員の投稿	石行発第99号 職務上請求書(新様式)の使用に関する件
2008年4月	7	会員の投稿	石行発第96号 職務上請求書(新様式)の取扱いについて
		会員の投稿	石行発第89号 下請けセーフティーネット債務保証付借入金に係わる経審事務取扱
		会員の投稿	石行発第88号 不動産トラブル事例データベースに関する件
		会員の投稿	石行発第83号 建設業の許可申請のしおり
		会員の投稿	石行発第80号 在留資格の変更・在留資格の更新許可のガイドライン

掲載年月	件数	カテゴリ	タイトル	
2008年4月	7	会員の投稿	石行発第79号	金沢市平成20年度入札契約制度の改正概要
		会員の投稿	石行発第77号	許認可等の統一的把握結果に関する件
2008年3月	6	会員の投稿	石行発第73号	ADRに関する日弁連との基本合意
		会員の投稿	石行発第72号	経審改正の件
		会員の投稿	石行発第67号	建設業許可制度変更の案内はがきについて
		会員の投稿	石行発第63号	関連資料
		会員の投稿	石行発第55,56号	関連資料
		会員の投稿	石行発第48号	「戸籍法一部改正」、49号「特車関連システム」
2008年2月	9	会員の投稿	石行発第37号	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行
		会員の投稿	石行発第35号	留学生の卒業後の継続在留について
		会員の投稿	石行発第31号	出張封印制度活用によるOSSの利用促進
		会員の投稿	石行発第28号	平成20年度石川県建設工事入札参加資格の件
		会員の投稿	石行発第23号	輸出に係わる不信事案の取扱いについて
		会員の投稿	石行発第1号	「会報いしかわ」(web版)の投稿受付ページを更新しました。
		会員の投稿	石行発第21号	労働契約法説明会について
		会員の投稿	石行発第17号	建築士事務所登録等の注意点
		会員の投稿	石行発第16号	経審見直しに伴う件
2008年1月	7	会員の投稿	成年後見研究会 第2回例会配布資料	
		会員の投稿	石行発第10号	関係資料
		会員の投稿	石行発第9号	「いしかわ事業者版ISO登録制度」
		会員の投稿	石行発第8号	「外国人マニュアルの件」
		会員の投稿	石行発第1号	行政書士開業セミナー開催案内
		会員の投稿	石行発第1号	県内自治体の指名願提出要領
		会員の投稿	石行発第1号	改正医療法における定款変更について
2007年12月	2	会員の投稿	石行発第370号	平成20・21年石川県競争入札参加者資格審査申請
		会員の投稿	石行発第370号	平成18年度成年後見関係事件の概要
2007年11月	7	会員の投稿	石行発第352号	石川県入札関係等の変更
		会員の投稿	石行発第351号	ワンストップサービスによる印鑑証明の使用
		会員の投稿	石行発第350号	
		会員の投稿	石行発第349号	金沢市指名願いの件
		会員の投稿	石行発第349号	ワイス公共データシステムの研修資料
		会員の投稿	石行発第349号	成年後見研究会からのお知らせ 研究会規約の件
		会員の投稿	石行発第349号	成年後見研究会からのお知らせ
2007年10月	10	会員の投稿	石行発第334号	在留資格の件
		会員の投稿	石行発第334号	情報提供 年金分割制度
		会員の投稿	石行発第334号	情報提供 退去強制令書発付処分取消等請求事件
		会員の投稿	石行発第334号	司法書士法・弁護士法違反被告事件
		会員の投稿	石行発第316号	公益法人制度の概要
		会員の投稿	石行発第315号	経営事項審査の見直し
		会員の投稿	石行発第315号	公式サイトをリニューアルしました。
		会員の投稿	石行発第315号	「会報いしかわ」(web版)の投稿受付ページを更新しました
		広報部	石行発第315号	電話無料相談会のニュース放映
		会員の投稿	石行発第315号	富山県行政書士会の新聞広告
2007年9月	8	会員の投稿	石行発第297号	情報提供
		広報部	石行発第297号	10月5日朝刊広告のお知らせ
		会員の投稿	石行発第297号	平成19年9月19日 特殊車両の通行に関する件
		会員の投稿	石行発第297号	情報提供 一般社団法人・財団法人法の件

掲載年月	件数	カテゴリ	タイトル
2007年9月	8	広報部 会員の投稿 本会ニュース 会員の投稿	新聞原稿の件 会報いしかわ(PDF版)を掲載しました。 平成19年9月5日 石行発第280号の件 平成19年9月5日 情報提供—電子定款オンライン認証嘱託の件
2007年8月	7	会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 広報部 広報部 会員の投稿 会員の投稿	登録事項等証明書(自動車)の請求方法変更 宅建業電子申請では、電子証明書(1-G)が使用できます。 石行発第274号 宅建業電子申請システムの件 強調月間CM2 強調月間CM 8月26日 読売新聞日曜版の広告 情報提供 新しい入国審査手続き
2007年7月	9	会員の投稿 業務指導部 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿	情報提供 石川県リサイクル製品認定申請 石行発第249号 経営審査事項の見直しについて 情報提供 経営事項審査の改正案について 無期限・無料の総合セキュリティソフト 情報提供 非弁活動の件 情報提供 構造改革特区及び地域再生に関する検討要請の実施 情報提供 規制改革会議関係 会員の投稿 「消えた年金。あなたは大丈夫ですか?」 情報提供 道路運送車両法関係
2007年6月	2	会員の投稿 業務指導部	情報提供 規制改革会議3ヶ年計画閣議決定内容 石行発第118号 電子公証制度を利用した嘱託に関する資料
2007年5月	7	会員の投稿 業務指導部 業務指導部 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿	情報提供 規制改革第1次答申 情報提供 戸籍法の一部改正 石行発第99号にかかる資料 情報提供 建設業許可業者数 情報提供 情報提供 行政書士の犯罪事例 会員の投稿 運輸支局では、職印の捺印をもって身分証の提示に代えられます
2007年4月	5	業務指導部 業務指導部 本会ニュース 会員の投稿 会員の投稿	石行発第77号にかかる資料 石行発第71号 経営事項審査の見直しの方向性 情報提供 日本司法書士会連合会のアンケート 登記情報提供サービスの改正点 情報提供商業・法人登記に関するアンケート
2007年3月	4	会員の投稿 本会ニュース 本会ニュース 本会ニュース	情報提供 「石川県内地方自治体例規集」 情報提供 電子公証制度等について 情報提供 入管関係統計資料 情報提供 ADRにかかる調停人養成
2007年2月	4	本会ニュース 本会ニュース 業務指導部 日行連ニュース	情報提供 商業・法人登記開放要求に対する法務省回答等 情報提供 相続税の特例の変更について 情報提供 株式会社の各種書類のひな型等について 情報提供 「建設生産システムの改革に向けた取組み」について
2007年1月	9	業務指導部 会員の投稿 業務指導部 業務指導部	石行発第29号 石川ブランド優秀新製品認定の募集について 「相続手続支援センター」…H19.1.26北国新聞 石行発第22号 愛行発第396号 入国・在留関係申請に必要な書類等について

掲載年月	件数	カテゴリ	タイトル
2007年1月	9	会員の投稿 業務指導部 会員の投稿 会員の投稿 本会ニュース	七尾市の指名願提出要領 石行発第14号 平成19・20・21年度国関係物品等競争入札 県内自治体の指名願提出要領 石行発第1号 情報提供
2006年12月	9	業務指導部 業務指導部 本会ニュース 本会ニュース 業務指導部 本会ニュース 本会ニュース 日行連ニュース 会員の投稿	平成19・20年度石川県建設工事競争入札参加資格申請について 平成19・20年度金沢市建設工事競争入札参加資格について 日弁連意見書の件 開発指導基準の改正について(通知) 建築基準法上の道路判定願いについて(依頼) 情報提供 参考情報 日行連発第1071号 平成18年度報酬統計実施 石行発第252号 「商業・法人登記業務のアンケート実態調査」
2006年11月	5	日行連ニュース 本会ニュース 本会ニュース 本会ニュース 業務指導部	商業・法人登記業務のアンケート実態調査の件 規制改革・民間開放会議に関する件 行政書士電子証明書取得に関する件 自動車保有関係手続ワンストップサービス拡大の件 石行発第238号 「金沢市駐車場適正配置条例について」
2006年10月	9	会員の投稿 会員の投稿 日行連ニュース 業務指導部 本会ニュース 会員の投稿 業務指導部 本会ニュース 会員の投稿	日行連発第875号 出張封印関係会議の資料 日行連発第831号 行政書士用電子証明書の取得に係る登録事項証明書について 石行発第227号 会社法の施行日から6ヶ月以内に登記の申請をしていただく必要があるものについて 規制改革・民間開放会議の「土業に関する意見・要望調査結果について」 金沢ナンバー登録しました。 石行発第217号 会則改正について 行政書士強調月間無料相談会(金沢支部)の模様
2006年9月	4	会員の投稿 業務指導部 業務指導部 業務指導部	金沢ナンバーの申込状況(途中経過) 中間法人法の廃止について 土業の労働者派遣、商業法人登記開放の件 金沢ナンバーに関するQ&A
2006年8月	9	業務指導部 会員の投稿 業務指導部 業務指導部 業務指導部 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿	申請取次者の業務についてお願い(連絡) 金沢ナンバーの件 よく分かる中小企業のための新会社法 33問33答 平成18年石行発第173号 一般酒類小売業免許申請について 建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について 金沢支部 今年の配布チラシ 最終原稿 「会報いしかわ」(WEB版)に新規投稿があります。 金沢支部 今年の配布チラシ案 会報いしかわ(WEB版)に続々と投稿!
2006年7月	10	業務指導部 会員の投稿 業務指導部 業務指導部 会員の投稿 会員の投稿	規制改革・民間開放会議に対する法務省の回答 電子定款認証の取扱い日の注意 日商ビジネス認証サービス WEBサイトサービスの一時停止 石行発第161号 金沢大学情報検索教室開催のご案内 「会報いしかわ」第40号の原稿記事の投稿がありました。 オンラインによる申請・届出等手続の利用促進について

掲載年月	件数	カテゴリ	タイトル
2006年7月	10	業務指導部 業務指導部 業務指導部 業務指導部	石行発第160号 国土交通省関係情報について 「法令」の全面改正及び最高裁判決情報 動物愛護管理法の一部改正について いわゆる電子定款の作成について(ご依頼)
2006年6月	8	広報部 会員の投稿 会員の投稿 本会ニュース 業務指導部 本会ニュース 業務指導部 業務指導部	「会報いしかわ」の投稿受付ページを設置しました 石行発第143号 行政書士用電子証明書の一時休止等 意見募集中(パブリックコメント)のご案内 事務連絡 ARD関連情報 石行発第137号 非委員会型株式会社の原始定款の設立時代表取締役に関する規定の取扱いの件 (発起設立の場合)修正版のご案内 石行発第136号 申請取次者の業務についてお願い(連絡) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)について 石行発第133号 非委員会型株式会社の原始定款の設立時代表取締役に関する規定の取扱いについて (発起設立の場合)
2006年5月	14	業務指導部 業務指導部 会員の投稿 業務指導部 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 会員の投稿 業務指導部 本会ニュース 業務指導部 会員の投稿 業務指導部 会員の投稿 業務指導部 本会ニュース 業務指導部 業務指導部 会員の投稿 業務指導部 石行発第125号 外国人雇用管理セミナーのご案内 石行発第126号 石川県リサイクル製品認定申請受付のご案内 会員の部屋のマニュアルを改訂しました。 石行発第123号 屋外広告物講習会のお知らせ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱い 会員の投稿 「会議室」をリニューアルしました。(ファイルも添付できます。) 業務指導部 石行発第112号 会社法改正に伴う建設業施行規則・経営審査事項修正について 平成18年度 第1回規制改革・民間開放推進会議の件 業務指導部 石行発第111号 開発行為にかかる工事写真について 会員の投稿 「ニュース」の投稿にファイルも添付できるようになりました。 業務指導部 石行発第107号 ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修 本会ニュース 石行発第106号 契約書や領収書と印紙税について 業務指導部 石行発第105号 屋外広告業の登録について 業務指導部 石行発第104号 主觀点数制度の改正について	
2006年4月	7	会員の投稿 サト構築記録 会員の投稿 会員の投稿 業務指導部 業務指導部 サト構築記録	会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いの通達 メニュー・ボタンを一部変更しました。 電子入札の公募・入札情報検索サービスを「経革広場」で提供 内容証明郵便活用術 会社法定款記載例掲載の件 石行発第84号 「建設業許可事務ガイドライン」、「許可基準、処理期間」サイトの不具合を解消しました。
2006年3月	1	業務指導部	電子定款申請の実務関連情報
2006年2月	4	業務指導部 会員の投稿 会員の投稿 業務指導部	石行発第36号 法務局におけるオンライン申請事務の取扱 行政書士も「弁護士費用」の対象に 権見教授が金沢大学大学院法務研究科長に 石行発第22号 金沢市の開発許可制度
2005年11月	4	会員の投稿 サト構築記録 会員の投稿 サト構築記録	市町村合併に関する行政情報を集めました。 会員の部屋の「サトマップ」を作成しました。 在留資格関係の研修会(11/24)を開催するにあたって…… メールの文字化けを解消しました。
2005年10月	6	会員の投稿 サト構築記録	これならわかる「新会社法」全活用術 マニュアルを改定しました。

掲載年月	件数	カテゴリ	タイトル
2005年10月	6	会員の投稿	北國銀行の小冊子
		会員の投稿	このサイトでの操作を練習できるサイトを見つけました。
		会員の投稿	電子申請の模擬体験サイトがあります。
		会員の投稿	成年後見人を公募・養成へ
2005年8月	6	支部ニュース	金沢支部研修会 内容の補足(軽自動車登録について)
		日行連ニュース	「電子定款作成代理マニュアル」のお知らせ
		会員の投稿	会社法の施行に伴う会社登記についてのQ&A
		会員の投稿	金沢ナンバーについて
		業務指導部	最低資本金規則特例制度について
		会員の投稿	文書変換ソフト(PDF→ワープロ)をご存じですか。
2005年7月	6	会員の投稿	有限責任事業組合(LLP)制度の創設について
		会員の投稿	会社法が成立し、公布されました。
		会員の投稿	消費生活相談員養成 夜間ゼミナールのご案内
		サブ構築記録	「写真ニュース」を移動しました。
		会員の投稿	著作権研修会の模様が投稿されています。
		会員の投稿	プログラム(ソフトウェア)登録手数料増額
2005年5月	3	会員の投稿	このサイトの操作説明書を作成しました。
		会員の投稿	「リンク集」は、一応、使えるようになりました。
		サブ構築記録	ユーザー情報の画面を修正しました。
2005年4月	1	サブ構築記録	このサイトのフッタ部分を変更しました。
2005年3月	9	サブ構築記録	「資料室」にサンプル(添付ファイル付)を追加しました。
		会員の投稿	「ご案内」にサンプルを登録しました。
		サブ構築記録	サイト構築会議を分割しました。
		サブ構築記録	「書庫(投稿記事)」にサンプルを登録しました。
		サブ構築記録	このサイトのロゴを作成しました。
		支部ニュース	総会開催案内(金沢支部)←サンプルです!
		会員の投稿	「書庫(ダウンロード)」にサンプルを登録しました。
		サブ構築記録	本日、設置終了しました。
		サブ構築記録	「サイト構築会議」を設置しました。

外国人の在留手続について Q&A

(出典：法務省ホームページより)

Q1 「観光」目的で来日しましたが、働くことはできますか。

A 観光の活動は、在留資格「短期滞在」に含まれ、この在留資格では入管法施行規則第19条の2に定められている「臨時の報酬」等に該当する報酬のみを受ける活動を行う場合を除いて働くことはできません。

Q2 在留資格の変更や在留期間の更新、再入国許可などの申請はどこでできますか。また、誰が申請するのですか。

A 在留資格の変更や在留期間の更新、再入国許可などの在留関係の申請は、お住まいの地区を管轄する地方入国管理官署で、申請人本人が出頭して行います。なお、16歳未満の方、疾病等やむを得ない事情で本人が出頭することのできない方については親族の方が代理申請することが可能です。

Q3 数次再入国許可と一回限りの再入国許可の違いは何ですか。

A 数次再入国許可とは再入国許可の有効期間内であれば、何回も出入国ができます。これに対し一回限りの再入国許可は一回だけの出入国の許可となっています。

Q4 再入国許可の有効期間はどれくらいですか。

A 再入国許可の有効期間は、再入国許可の効力発生の日から3年（特別永住者にあっては、4年）を超えない範囲で許可されます。例えば、在留期間が効力発生の日から3年以内に到来する場合にはその在留期限まで再入国許可を受けることができます。

Q5 外国人夫妻の間に子供が生まれました。どうしたらいいですか。

A 在留資格取得の申請を行う必要があります。この申請は出生の日から30日以内にお住まいの地区を管轄する地方入国管理官署において行ってください。なお、出生の日から60日以内に日本から出国する場合（再入国許可を受けて出国しようとする場合を除きます。）は、申請の必要はありません。

Q6 私は学生ですが、学校が終ったあとにアルバイトをしたいと思いますが、何か許可が必要ですか。

A 外国人の方が本来の活動を行う傍ら、アルバイト等の収入を得る活動等を行う場合には、地方入国管理官署において資格外活動許可を受ける必要があります。

Q7 提出書類に身元保証書がありますが、「身元保証人」とはどのようなものでしょうか。また、身元保証した際の責任はどうなっているのでしょうか。

A 入管法における身元保証人とは、外国人が我が国において安定的に、かつ、継続的に所期の入国目的を達成できるように、必要に応じて当該外国人の経済的保証及び法令の遵守等の生活指導を行う旨を法務大臣に約束する人をいいます。

身元保証書の性格について、法務大臣に約束する保証事項について身元保証人に対する法的な強制力はなく、保証事項を履行しない場合でも当局からの約束の履行を指導するにとどまりますが、その場合、身元保証人として十分な責任が果たされないとして、それ以降の入国・在留申請において身元保証人としての適格性を欠くとされるなど社会的信用を失うことから、いわば道義的責任を課すものであるといえます。

Q8 永住許可の要件を教えてください。

A 入管法では永住が許可される要件として「素行が善良であること」、「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」の2点を掲げ、その上で「法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。」と規定しています。

まず、入管法に規定する上記2つの要件について説明します。なお、これらの要件は申請人が「日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては適合することを要しない。」と規定されています。これは、本邦に生活基盤を有することが明らかなこれらの外国人についてはその要件を緩和し家族単位での在留の安定化を図ることが相当との考えによるものです。

「素行が善良であること」とは、前科又は少年法による保護処分歴がないこと及び納税義務等公的義務を履行していることのほか、日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいることをいいます。

「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」とは、日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その有する資産又は技能等からみて将来において安定した生活が見込まれることをいいます。これは、申請人自身に備わっていないとも、親や配偶者と共に構成する世帯単位でみた場合に安定した生活が継続できると認められる場合はこの要件を満たしているものとします。

「法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。」とは、その者に永住を許可することが、日本の社会、経済にとって有益であると認められるものでなくてはなりません。この判断は、国土の条件、人口の動向等日本社会の外国人受入れ能力、出入国管理を取りまく内外の諸情勢その他あらゆる事情を勘案して行われるもので、永住の許可を与える否かについては、法務大臣の広範な裁量が認められることになります。

Q9 在留資格が取り消されるのは、どんな場合ですか。具体的な例を挙げて説明してください。

A 日本に入国したり、入国後に在留期間の更新をする際に、偽造文書を提出したり、申請書に事実と異なる記載をしたことが判った場合のほか、入管法別表第一の在留資格（技術、技能、留学等）をもって日本に在留している外国人が、その在留資格に係る活動を正当な理由がないのに、三ヶ月以上行っていないことが判った場合には、在留資格の取消しの対象となります。

Q10 どのような手続きを経て、在留資格が取り消されるのですか。

A 法務大臣は、在留資格の取消しをしようとする場合には、あらかじめ在留資格取消対象者から意見を聴取する機会を設け、事前に相手方の言い分を聞くこととしています。

Q11 地方入国管理局への出頭を通知されたとき、外国人本人やその代理人が、指定された期日に出頭しなかった場合はどうなるのでしょうか。

A 在留資格取消対象者やその代理人が、正当な理由がないにもかかわらず、指定された期日に出頭しなかった場合には、意見の聴取を行わないで在留資格が取り消されることがあります。そのため、病気等のやむを得ない事情により、指定された期日に出頭できない場合には、あらかじめ地方入国管理局に連絡してください。

Q12 在留資格の取消しを受ける者の代理人になることができるのは、どのような人ですか。

A 未成年者の親権者、後見人等の法定代理人のほか、在留資格の取消しを受ける者が代理人として委任した弁護士などです。

Q13 在留資格の取消処分が決定した場合には、どのような方法で通知されるのでしょうか。
パスポートにスタンプが押されるのですか。

A 在留資格を取り消すことを決定した場合、その事実は在留資格取消通知書により外国人本人に通知することとなります。外国人本人にその通知書を直接交付する場合には、パスポート上に在留資格を取り消した旨の表示をすることとなります。

Q14 在留資格の取消処分が決定すると、外国人は直ちに出国しなければならないのですか。

A 在留資格を取り消された後の取扱いは二種類あります。不正手段等の行使について悪質性が高い場合（上陸拒否事由に該当していることを偽った場合や日本での活動内容を偽った場合）には、在留資格を取り消された後、直ちに退去強制の手続が執られます。不正手段等の行使について悪質性が高くない場合（申請人が経歴を偽った場合や申請人以外の者が事実と異なる文書等を提出した場合）や在留資格に該当する活動を継続して三月以上行わないで正当な理由がないのに在留している場合には、在留資格を取り消される際に、三十日を超えない範囲内で出国するために必要な準備期間（出国猶予期間）が指定されます。

Q15 在留資格が取り消されて出国猶予期間が与えられた場合、外国人の出国は、通常の出国として扱われるのですか。それとも退去強制処分を受けたことになるのですか。

A 在留資格を取消しの際に指定された期間内に出国することは、在留期間内に出国する場合と同様に取り扱われます。

Q16 不登校により在留資格を取り消されて出国猶予期間を与えられた外国人が、その期間内に、別の教育機関に入学した場合、再び「留学」の在留資格を付与されることが可能でしょうか。

A 在留資格を取り消された後は、在留資格の変更や在留期間の更新をすることはできません。そのため、一度日本から出国した後、再度入国するための手続（在留資格認定証明書交付申請等）を行ってください。

Q17 在留資格に係る活動を三か月以上行っていない場合でも、「正当な理由」があるときは、在留資格は取り消されないとの話を聞きましたが、本当でしょうか。

A 入管法別表第一の在留資格（技術、技能、留学等）をもって日本に在留している外国人が、その在留資格に係る活動を三か月以上行っていない場合でも、その活動を行わないで在留していることについて正当な理由があるときは、在留資格の取消しの対象とはなりません。「正当な理由」の有無については、在留資格の取消し対象者からの意見の聴取を踏まえ、個別具体的に判断することとなります。例えば、次のようなケースについては、「正当な理由」があるものとして在留資格の取消しの対象とはならない場合があります。

- ①勤務先の倒産により失職した者が、失職後新たな勤務先を探すため会社訪問するなど具体的な就職活動をしている場合
- ②在籍していた日本語学校が閉校した後、他の日本語学校に入学するために必要な手続を進めている場合
- ③病気療養のため長期間の入院が必要でやむを得ず大学を休学している者が、退院後は復学する意思を有している場合

Q18 日本人と結婚し、在留資格「日本人の配偶者等」で日本に住んでいた外国人が、在留期間の途中で、その日本人と離婚した場合に、在留資格取消し処分の対象となりますか。

A 在留資格「日本人の配偶者等」は、入管法別表第二に定められていますので、当該在留資格をもって日本に住んでいる外国人が、在留期間の途中で、その日本人と離婚した場合でも在留資格の取消しの対象とはなりません。

お問合先：法務省入国管理局総務課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL: 03-3580-4111

ホームページ: <http://www.moj.go.jp/>

情 報

「改正戸籍法」「改正住民基本台帳法」が平成20年5月1日より施行されました。これに合わせて新様式の「職務上請求書」のガイドラインが日行連から示されました。

改正戸籍法のポイント(出典:法務省ホームページより抜粋)



●戸籍の謄本等の交付請求

1 交付請求

- (1) 戸籍に記載されている者等による請求
ア (第10条第1項関係一略)
イ (第10条第2項関係一略)
- (2) 第三者請求等
ア 第三者請求 (第10条の2第1項関係一略)
イ 公用請求 (第10条の2第2項関係一略)
ウ 弁護士等による請求
(ア) アにかかわらず、弁護士 (弁護士法人を含む。)、司法書士 (司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士 (土地家屋調査士法人を含む。)、税理士 (税理士法人を含む。)、社会保険労務士 (社会保険労務士法人を含む。)、弁理士 (特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士 (行政書士法人を含む。)は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の

交付の請求をすることができるものとする。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についてのアに定める事項を明らかにしてこれをしなければならないものとする。(第10条の2第3項関係)

- (イ) (第10条の2第4項関係一略) (ウ) (第10条の2第5項関係一略)

2 本人確認等

(1) 1の請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならないものとする。(第10条の3第1項関係)

(2) (1)の場合において、現に請求の任に当たっている者が、当該請求をする者 (1の(2)のイの請求にあっては、請求の任に当たる権限を有する職員。以下「請求者」という。) の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならないものとする。(第10条の3第2項関係)

● 制裁の強化

(1) 偽りその他不正の手段により、戸籍謄本等、除籍謄本等又はその他に規定する書面の交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処するものとする。(第133条関係)

改正住民基本台帳法のポイント(出典：総務省ホームページより抜粋)

●住民票の写し等関係

- I 本人等の請求による住民票の写し等の交付に関する事項（第十二条第一～四項関係一略）
 - II 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付に関する事項
(第十二条の二第一～三項関係一略)
 - III 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付に関する事項
- ① 市町村長は、I、IIによるもののほか、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（氏名、出生の年月日、男女の別、住所等）のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出者に当該住民票の写し等を交付することができるものとする（第十二条の三第一項関係）
1～3（略）
- ② 市町村長は、I、II、①によるもののほか、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が一に掲げる者に該当することを理由として、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し等を交付することができるものとすること。（第十二条の三第二項関係）
- ③ ②に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士をいうものとすること。（第十二条の三第三項関係）
- ④ ①及び②の申出は、所定の事項を明らかにしてしなければならないものとすること。（第十二条の三第四項関係）
- ⑤～⑧（第十二条三第五～八項関係一略）

●転出・転入等の届出関係

- 転出・転入等の届出の際の本人確認について規定

●その他

- 偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付に対する制裁措置の強化（過料の罰金化等）

日行連－新様式の『職務上請求書』のガイドライン H20.4 (抜粋/要約)

●目的

- 平成20年5月1日施行の戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の趣旨に沿い、行政書士及び行政書士法人による戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（平成20年5月1日使用開始の新様式。以下「職務上請求書」という。）の適正な使用を図る

●「職務上請求書」に関する単位会の所管事務

- 購入受付業務は、単位会事務局のみで取り扱うこと。（支部等での受付は不可。）
- 購入申込み及び受取りは会員に限定し、補助者による購入申込み及び受取りは認めないこと。
- 払出し冊数は1回の申請につき2冊までとする。（会員が同時に所有できる冊数は、使用中のものを含め2冊に限定する。）
- 初回の購入申込みを受ける際は、「購入申込書」及び「誓約書」の提出を求める。

●「職務上請求書」の使用等に際しての留意事項

○「職務上請求書」の使用

- 1 「職務上請求書」の使用による請求は、行政書士又は行政書士法人がその職務上必要とする場合に限って認められているものであって、たとえ行政書士又は行政書士法人であっても職務と関係なくこれを使用することは不正使用に該当し、処分の対象となることを認識すること。なお、興信所等の調査会社の依頼により、「職務上請求書」を使用し第三者の戸籍謄本・住民票の写し等を入手することは、不正使用に該当するので、依頼に応じてはならない。
- 2 行政書士又は行政書士法人の業務と認められない事案において「職務上請求書」を使用した場合には処分の対象となるので、使用について不明確な点があれば事前に関係各所に確認すること。
- 3 行政庁窓口における職務上請求は、必ず請求者である行政書士若しくは行政書士法人又はその補助者が行うこと。この場合、行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を使用して行政庁窓口に出向き戸籍謄本等を請求する場合は、行政書士にあっては徽章を着用するとともに、行政書士証票又は単位会が発給した会員証を、行政書士法人にあっては有効な登記事項証明書等を必ず提示すること。補助者には、補助者章を着用させるとともに、補助者証を必ず提示させること。なお、職務上請求の使者となり得るのは行政書士法施行規則第5条又は第12条の3に規定する「補助者」のみである。
- 4 行政書士又は行政書士法人として職務上必要ある場合に限って日行連発行の「職務上請求書」が使用できるのであるから、他士業の兼業者は、他士業の職務を行う場合には、必ずそれぞれの士業会が発行する「職務上請求書」を使用すること。
- 5 「職務上請求書」を使用して郵便により請求する場合には、戸籍謄本又は住民票の写し等の送付先は請求者の事務所宛とすること。

○「職務上請求書」の取扱い

- 1 「職務上請求書」の管理責任は、払出しを受けた行政書士又は行政書士法人にあることを認識し、紛失、盗難が起こらないよう、厳重に管理すること。
- 2 紛失、盗難時には、犯罪等の悪用を未然に防ぐことが重要な責務であり、警察署及び所属単位会事務局へ速やかに届け出ること。
- 3 受託事件に関して、「職務上請求書」を使用し戸籍謄本又は住民票の写し等の交付を受けた場合は、その旨を行政書士法第9条又は第13条の17に規定する帳簿に記載するとともに、すべての事項が記録された職務上請求書（控）を、必ず2年間は保存すること。
- 4 行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、当該手続と同時に所有する未使用的「職務上請求書」の冊子（一部使用済みのものを含む。）すべてを所属単位会事務局に返戻すること。なお、使用途中の「職務上請求書」の冊子で使用後2年間を経過していない控えを含む場合には、単位会において未使用部分の裁断処理をした後に返却するので、引き続き2年が経過するまで保存しておくこと。
- 5 「職務上請求書」の不正使用により、都道府県知事又は所属単位会長から処分を受けた場合は、未使用的「職務上請求書」（一部使用済みのものを含む。）を所属単位会に速やかに返戻すること。

戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)

住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

等職務上請求書 記載例

記載例1 No.*****

戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)
住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

請求の種別	□戸籍 □除籍 □原戸籍 □在民票 □除票 □戸籍の附票 □住民票記載事項証明書	謄本・抄本	平成 20年 6月 9日
本籍・住所	(1) 石川県金沢市〇〇町一丁目2番3号	の写し	1通
被請求者の氏名 (世帯主の氏名)	(2) 甲野 太郎		
請求に係る者の 氏名・範囲	(3) 甲野 一男	姓 氏名 (4) 甲野 一男	昭和55年 5月 6日生
住民基本台帳法第12条の 9第7項による基盤証明事 項以外の事項	□世帯主 □世帯主の氏名及び世帯主との関係 □その他の事項	口本署	
利用目的の選別	請求に際し明らかにしなければならない事項	請求に際し明らかにしなければならない事項	
義務の種類	自動車登録申請書の作成提出	自動車登録申請書の作成提出	
依頼者の氏名又は名称	甲野 一男	依頼者の氏名又は名称	甲野 一男
戸籍法第10条の2第1 項等、住民基本台帳法第 12条の8第1項等による 業務を遂行するため に必要な場合	依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行 □等に提出 □その他の正当な理由 上記に該当する具体的な事由： 車両証明書取得の業務依頼を受けたが、正規な住所を 特定できないため、不正確だと自動車登録できなくな るので住所を確認するため取扱する。	依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行 □等に提出 □その他の正当な理由 上記に該当する具体的な事由： 作成提出業務依頼された 自動車登録申請書に統合	戸籍法第10条の2第1 項等、住民基本台帳法第 12条の8第1項等によ る業務を遂行するため に必要な場合
提出先又は提出先が ない場合の処理	権限後自動車登録に使用するため本人に渡す	提出先又は提出先が ない場合の処理	
請求者 事務所所在地 行政書士氏名	(7) 石川県 行政書士会所属 石川県金沢市△△町三丁目4番4号 乙 山 次 郎	請求者 事務所所在地 行政書士氏名	(7) 石川県 行政書士会所属 石川県金沢市△△町三丁目4番4号 乙 山 次 郎
登録番号 及び電話番号	(8) 第 98242456 号 電話番号 076 - 112 - 1133	登録番号 及び電話番号	(8) 第 98242456 号 電話番号 076 - 112 - 1133
補助者 事務所所在地 氏名	印	補助者 事務所所在地 氏名	印

日本行政書士会連合会統一用紙
03(3476)0031

記載例2

No.*****

戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)
住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

請求の種別	□戸籍 □除籍 □原戸籍 □在民票 □除票 □戸籍の附票 □住民票記載事項証明書	謄本・抄本	平成 20年 6月 9日
本籍・住所	(1) 石川県金沢市〇〇町一丁目2番3号	の写し	1通
被請求者の氏名 (世帯主の氏名)	(2) 甲野 太郎		
請求に係る者の 氏名・範囲	(3) 甲野 一男	姓 氏名 (4) 甲野 一男	昭和55年 5月 5日生
住民基本台帳法第12条の 9第7項による基盤証明事 項以外の事項	□世帯主 □世帯主の氏名及び世帯主との関係 □その他の事項	口本署	□世帯主 □世帯主の氏名及び世帯主との関係 □その他の事項
利用目的の選別	請求に際し明らかにしなければならない事項	請求に際し明らかにしなければならない事項	
義務の種類	自動車登録申請書の作成提出	自動車登録申請書の作成提出	
依頼者の氏名又は名称	甲野 一男	依頼者の氏名又は名称	甲野 一男
戸籍法第10条の2第1 項等、住民基本台帳法第 12条の8第1項等によ る業務を遂行するため に必要な場合	依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行 □等に提出 □その他の正当な理由 上記に該当する具体的な事由： 車両証明書取得の業務依頼を受けたが、正規な住所を 特定できないため、不正確だと自動車登録できなくな るので住所を確認するため取扱する。	依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行 □等に提出 □その他の正当な理由 上記に該当する具体的な事由： 作成提出業務依頼された 自動車登録申請書に統合	戸籍法第10条の2第1 項等、住民基本台帳法第 12条の8第1項等によ る業務を遂行するため に必要な場合
提出先又は提出先が ない場合の処理	権限後自動車登録に使用するため本人に渡す	提出先又は提出先が ない場合の処理	
請求者 事務所所在地 行政書士氏名	(7) 石川県 行政書士会所属 石川県金沢市△△町三丁目4番4号 乙 山 次 郎	請求者 事務所所在地 行政書士氏名	(7) 石川県 行政書士会所属 石川県金沢市△△町三丁目4番4号 乙 山 次 郎
登録番号 及び電話番号	(8) 第 98242456 号 電話番号 076 - 112 - 1133	登録番号 及び電話番号	(8) 第 98242456 号 電話番号 076 - 112 - 1133
補助者 事務所所在地 氏名	印	補助者 事務所所在地 氏名	印

日本行政書士会連合会統一用紙
03(3476)0031

記載例3

No. ***-*****

戸 簿 履 本(戸籍簿10冊の2第3頁)
住民票の写し(住民基本台帳は底12冊の3第2頁)

等請求上請求書

金 沢 市

平成 20 年 5 月 9 日

請求の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 戸票戻し <input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 □住民票記載事項証明書		書 本・抄 本	書 本・抄 本
本籍・住所	(1)	石川県金沢市〇〇町一丁目2番3号		
筆頭者の氏名 (世帯主の氏名)	(2)	甲野 太郎		
請求に係る者の 氏名・範囲	(3)	男	昭和5年 5月 5日生	昭和65年 5月 5日生
生民基本台帳法第12条の 3第7項による基盤登記事 項以外の事項	(4)	口世帯主 □世帯主の氏名及び世帯主との關係 (日本籍) □その他 ()		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項			
業者の種類	産業経営業物処理業許可申請書の作成委託業者			
依頼者の氏名又は名稱	行政太郎 (行政産業株式会社)			
依頼者について該当する事由	□権利行使又は義務履行 () □その他の正当な理由 上記に該当する事由 :			
戸籍法第10条の2 第1 項等、住民基本台帳法第 12条の3 第1項等によ る業務を遂行するため に必要な場合	(5)	産業経営業物処理業許可申請書に住所と本籍 の記載及び添付を求められている。		
提出先又は提出先が ない場合の処理	(6)	石川県 地圖		
請求者	(7)	石川県 行政審士会所属 事務所所在地 事務所名 行政審士氏名		
登録番号 及び電話番号	(8)	第 99243466 号	電話番号 076-112-1139	登録番号 第 99243466 号 電話番号 076-112-1133
補助者 事務所所在地 氏 名		印		

アーチ
日本行政書士会連合会統一用紙
03(3476)0031

記載例4

No. ***-*****

戸 簿 履 本(戸籍簿10冊の2第3頁)
住民票の写し(住民基本台帳は底12冊の3第2頁)

等請求上請求書

金 沢 市

平成 20 年 5 月 9 日

請求の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 戸票戻し <input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 □住民票記載事項証明書		書 本・抄 本	書 本・抄 本
本籍・住所	(1)	石川県金沢市〇〇町一丁目2番3号		
筆頭者の氏名 (世帯主の氏名)	(2)	甲野 一男		
請求に係る者の 氏名・範囲	(3)	男	昭和65年 5月 5日生	昭和65年 5月 5日生
生民基本台帳法第12条の 3第7項による基盤登記事 項以外の事項	(4)	□世帯主 □世帯主の氏名及び世帯主との關係 (日本籍) □その他 ()		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項			
業者の種類	業務の種類 : 請求に際し明らかにしなければならない事項 依頼者の氏名又は名稱 : 甲野 一男			
戸籍法第10条の2 第1 項等、住民基本台帳法第 12条の3 第1項等によ る業務を遂行するため に必要な場合	(5)	戸籍法第10条の2 第1 項等、住民基本台帳法第 12条の3 第1項等によ る業務を遂行するため に必要な場合		
提出先又は提出先が ない場合の処理	(6)	石川県 地圖		
請求者	(7)	石川県 行政審士会所属 事務所所在地 事務所名 行政審士氏名		
登録番号 及び電話番号	(8)	第 99243466 号	電話番号 076-112-1139	登録番号 第 99243466 号 電話番号 076-112-1133
補助者 事務所所在地 氏 名		印		

アーチ
日本行政書士会連合会統一用紙
03(3476)0031

記載例5

No. ***-*****

戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)
住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

金沢市長殿		平成20年5月9日	
請求の種別		戸籍 □除籍 □原戸籍 □戸籍の附票 □住民票 □除票 □戸籍の附票 □住民票記載事項証明書	
(本籍)・住所	(1) 石川県小松市○○町78番地	1通	
世帯主の氏名 世帯主の氏名	甲野 太郎		
請求に係る者の 氏名・範囲	羽賀ナ こうのかずね	範 囲	
住民基本台帳法第12条の 3第7項による基準証明事 項以外の事項	口世帯主 口世帯主の氏名及び世帯主との關係 □本籍 □その他 ()		
利 用 目 的 の 種 別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
業務の種類： 亡甲野太郎の遺産分割協議書・相続関係図の作成			
依頼者の氏名又は名称： 甲野 一男			
依頼者について該当する事由 乙欄和行便又は義務履行 □國家に提出 □その他の正当な理由 上記に該当する具体的な事由： 依頼者(甲野一男)は、父・甲野太郎が平成〇年〇月〇日死にしたことにより共同相続人の1人となつたが(次は、相続財産につき共有物分を有するところとなつたが)相繼分を確定させたためには、甲野太郎が記載されている戸籍によつてその相続人を特定し、相続関係説明図を作成することによって明らかにする必要がある。			
提出先又は提出先が ない場合の処理	関係図とともに本人へ渡す		
請求者	(7) 石川県 行政書士会所属 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名		
登録番号 及び電話番号	第 99243456 号	電話番号 076 - 112 - 1138	印
補助者 事務所所在地 氏 名			

→ 日本行政書士会連合会統一用紙
03 (3476) 0031

記載例6

No. ***-*****

戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)
住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

金沢市長殿		平成20年5月9日	
請求の種別		戸籍 □除籍 □原戸籍 □戸籍の附票 □住民票 □除票 □戸籍の附票 □住民票記載事項証明書	
(本籍)・住所	(1) 石川県かほく市○○町12番地	1通	
世帯主の氏名 世帯主の氏名	石川 加賀郎		
請求に係る者の 氏名・範囲	石川 花子	範 围	
住民基本台帳法第12条の 3第7項による基準証明事 項以外の事項	口世帯主 口世帯主の氏名及び世帯主との關係 □本籍 □その他 ()		
利 用 目 的 の 種 別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
業務の種類： 亡石川花子の遺産分割協議書・相続関係図の作成			
依頼者の氏名又は名称： 富山 真一			
依頼者について該当する事由 乙欄和行便又は義務履行 □国家に提出 □その他の正当な理由 上記に該当する具体的な事由： 依頼者(富山真一)は、石川花子の遺産執行者であり、石川花子が平成〇年〇月〇日死にしたことにより遺産執行者としての任務を行ひ義務があるが、任務を行つた場合には石川花子が記載されている戸籍によつてその相続人を特定し、相続関係説明図を作成することによつて明らかにする必要がある。			
提出先又は提出先が ない場合の処理	関係図とともに本人へ渡す		
請求者	(7) 石川県 行政書士会所属 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名		
登録番号 及び電話番号	第 99243456 号	電話番号 076 - 112 - 1139	印
補助者 事務所所在地 氏 名			

→ 日本行政書士会連合会統一用紙
03 (3476) 0031

自動車ユーザーに重い負担が 課せられている 自動車関係諸税について

金沢支部 北口 正

自動車関係諸税は、自動車を取得、保有、走行（使用）の各段階で課税され、実に9種類にも及ぶ過重で複雑なものとなっていることはご存じでしょうか。（9種類：自動車税・軽自動車税・自動車重量税・自動車取得税・消費税・揮発油税・軽油引取税・地方道路税・石油ガス税）

ちなみに、自動車ユーザーは国、地方の税収入の11%強、約9.1兆円を負担しており、所得税、法人税に次ぐものとなっています。

その中に自動車を取得する際に課税（販売価格が一定額）されている自動車取得税があります。その税率は、本税（5%）と消費税5%の二重課税となっていること、また自動車揮発油税（ガソリン）についても購入の際、その税にオンして消費税も負担しており、課税の目的、趣旨等、また税の簡素、公平化という基本的な考え方からすれば理解し難く多くの自動車ユーザーはそれら税の廃止、あるいは二重課税の解消を求めている。

最近、テレビ、新聞等マスコミで毎日のように報道されている道路特定財源の一般財源化について、来年度予算から実施されようとしており、自動車ユーザーはもとより自動車関連団体（自動車販売業界、自動車工業界など）等は撤回あるいは見なおしについて強く申し入れを行っている。

自動車ユーザーは、受益者負担や道路損傷負担という観点から道路にかかる財源を負担するのであって、それらの税を他の目的に使用するならば、廃止もしくは暫定的に上乗せされている税率を元（本則税率）に戻すべきを主張している。

世界的な原油価格の高騰が、私たちの手軽な移動手段である自動車の揮発油（ガソリン）や軽油価格が1ヶ月単位で値上がりし、それが諸物価にも影響しており、私たちの日常生活にも大きな影響を受けていることはいうまでもありません。また農漁業を含めあらゆる産業はもとより、経済の基幹（物流）を担うトラック、鉄道、内航海運等運輸事業にあっては、輸送コストの増大等から厳しい経営環境にあり、生活物資の円滑な輸送が心配されています。揮発油（ガソリン）の場合、リッター当たり200円に迫ろうとしており、そうなればマイカーなど遠距離走行は控えることとなり、観光事業や自動車に関連する諸事業に大きな影響を及ぼし、経済の成長度を後退させることになり、危惧するところです。

以上、自動車に関わる情報の一端を述べさせていただきました。これら情報は諸先生方には充分ご承知のことと思いますが、敢えて私なりに愚説を記述させていただきました。

次に、自動車を所有する場合、その所有権の公証を行い、また第三者に対抗要件を付与するため登録ファイルに登録しなければならないとなっていることはご承知のことと思います。今回それらの諸手続のうち、自動車を使用しなくなったとき（廃車含む）の手続について簡単に記しましたので参考になればと思います。新たに登録する場合（新規登録）、所有名義を変更する場合など多くの手続がありますが、それは後の機会にてご紹介したいと思います。

登録を受けている自動車の使用をまっ消する場合（一時的にやめたとき）の登録の手続について

申請に必要な書類

- ① 申請書（OCRシート）
- ② 手数料納付書（③を貼付）
- ③ 手数料（350円：国納付）
- ④ 自動車検査証
- ⑤ ナンバープレート
- ⑥ 印鑑証明書（所有者のもので発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 印鑑（所有者が申請する場合は、印鑑証明書の印鑑）
- ⑧ 委任状（代理人が申請する場合）

- 注）1. 自動車検査証に記載してある所有者の住所・氏名等が、結婚・転居・住居表示等により印鑑証明書と相違する場合は、その変更の関連を証明する書類（住民票・戸籍謄本等）が必要です。
2. 自動車検査証、ナンバープレートが盗難・紛失した場合は、この他に書類が必要です。（警察署発行の盗難証明書等）
3. 一時まっ消登録申請についての委任行為（委任状）になっていること。

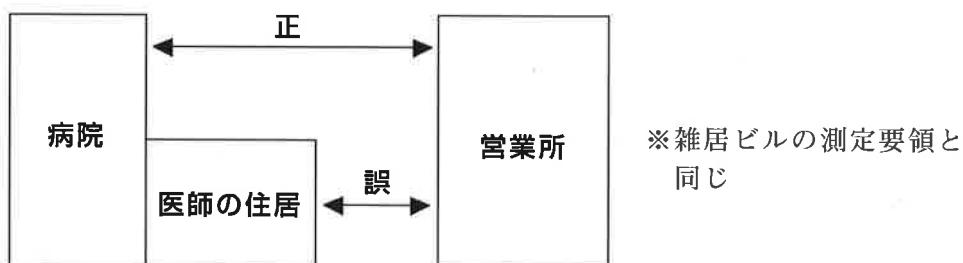
風俗営業許可申請について

I 「行政書士とうきょう」1991年10月号No.274より、抜粋

「風俗営業許可申請についてお願い」警視庁保安第一課

当課の営業許可窓口で日頃気付いたこと、として次の点を挙げている。

- 1 申請者を署に顔を出させないで行政書士がすべてやる、これでは申請受理は出来ない。
 身上照会だけを先にやって欲しいというのがあるが、許可申請があつてからの手続きとなる。
- 2 書類作成について事例を挙げて説明
 - (1) 100メートル図面中の商業地域、近隣商業地域、工業地域及び住居集合地域（住居・第一種住居・第二種住居）などの色分けをはっきりとする。
 ア、保護対象を明記 ウ、境界線をはっきり エ、空地になっているところは、予定地になっている場合があり、実地調査するなど
 【事例】100メートル図面に無記名の空地があったので調査した結果。幼稚園の予定地になっていたので、行政書士に尋ねたところ、「古い航空地図は空地になっている」との回答
 注）航空地図にだけ頼ることなく、現場調査を励行
 - (2) 100メートルの計り方
 - 営業所の敷地（営業に供する場所、例えば駐車場・駐輪場を含む）側端から保護対象敷地までの直近を測定する。（営業所の中心から測るのは誤り。）なお、雑居ビルの場合は、営業所外壁直近から保護対象の敷地までである。）
 - 雜居ビルで2階以上に営業所がある場合は、営業所外壁から垂直に地面に降ろし、その地点から保護対象の敷地までを測定する。
 (注) 制限距離に疑義がある場合（1メートル前後）は、測量士等の測定図面を添付する。
 ※制限地域等については公安委員会に裁量権がなく、従って厳格な書面を要求する。
 【事例】許可を取得したいばかりに、測量士に46メートルのところを52メートルにして貰うよう依頼して図面を作成させ、申請したケースがあり、これは虚偽の申請となり処罰される。
 - (3) 医者が自分の居住地内に病院を持っている場合



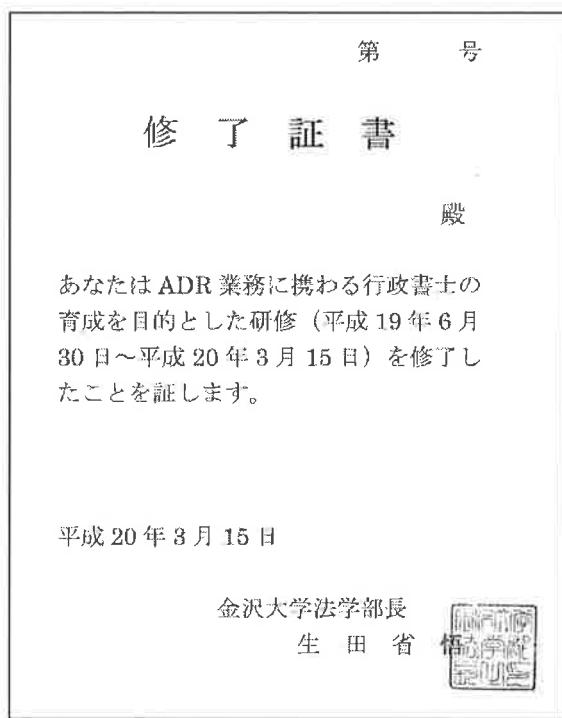
(注) 敷地内の半分を住居、半分を診療所としている場合は、営業所から医療施設の外壁までを測る。

- (4) 教会と幼稚園等とが隣接併存している場合は、幼稚園等の用に供する場所の敷地のみを対象とする。
 ※この場合は土地、建物の登記簿の調査のほか、実際に現場を調査して当該所有者と接触し、確認のこと。（以下、省略。資料として必要な場合はお申し出下さい。）

II 所轄及び他の単位会等の資料

1. 大聖寺警察署風営担当係より数年前に入手したものがあります。風俗営業許可申請必要書類（申請者が用意する書類）、許可申請に伴う手数料や風俗営業許可を受けられない者（欠格事由）、許可を受けることができない地域（営業制限地域）、営業者の遵守事項と禁止行為、風俗関連営業の営業禁止地域、風俗関連営業者の禁止行為、深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域、深夜における酒類提供飲食店営業の禁止行為と遵守事項など説明がある。
 (資料として必要な場合はお申し出下さい。)
2. また、大阪会発行の広報誌2006年5、6月号にもシリーズで風俗営業許可業務を遂行してゆく上の確認事項等が掲載されています。資料として必要な場合は事務局にて閲覧することができます。)

平成19年度 ADR金大研修修了者に 「修了証」が授与されました



平成19年度の金沢大学法学部・法学部大学院によるADR業務研修は：

●ADR概論、 ●民法(相続法各論、事例研究)
●国際私法(主に国際家族法) ●行政手続法につき、約9ヶ月間に渡って計12回の講義とレポートが課されるという密度の濃いハイレベルの研修となりました。当初、30名の受講生で開始しましたが、最終的に修了できたのは19名に留まり、今回研修の厳しさを象徴する結果となりました。

修了した19名の会員は次のとおりです。おめでとうございました。(敬称略／順不同)

【金沢支部】石野芳則、上戸大介、丁子泰征、茅野智勇、勝尾太一、向井隆郎、濱田隆弘、大澤巖、東口久司、田村芳晴、前川仁恵、了海達郎、美本昌文、高桑眞知子

【小松支部】北村國博

【加賀支部】中川二三夫、上出正司

【七尾支部】寺分努

【輪島支部】大森千歌子

修了証書は、去る7月2日に、本会会長から手渡されました。修了証の授与の後コーヒータイムとなり、茅野会長、近藤業務指導部長、勝尾業務指導部副部長と修了者の皆様とで、今後のADRをめぐる情勢や金大研修のあり方等について懇談し、意見交換しました。

席上、茅野会長からは、日行連と日弁連との間に締結されたADRセンターに関する「基本合意書」についても説明があり、参加者からは、当会における認証ADR機関設立の見通し等について、質問や意見等が出されました。



おしらせ

昨年、アメリカ(ハワイ大学)でネゴシエーションやADR等の研究をされた、金大法学部 東川浩二准教授による特別講座を計画しています。

- 講座名：「ADR先進地アメリカにおける実際と我が国における課題」(仮称)
- 期　日：平成20年11月22日(土)－23日(日) (計約6時間の特別講座)
- 会　場：未定 (決定次第、お知らせします)

平成 20 年 年齢早見表

十二支	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦
子	才 0	平成 20	年 2008	才 24	昭和 59	年 1984	才 48	昭和 35	年 1960	才 72	昭和 11	年 1936	才 96	大元 明45	年 1912
亥	1	19	2007	25	58	1983	49	34	1959	73	10	1935	97	44	1911
戌	2	18	2006	26	57	1982	50	33	1958	74	9	1934	98	43	1910
酉	3	17	2005	27	56	1981	51	32	1957	75	8	1933	99	42	1909
申	4	16	2004	28	55	1980	52	31	1956	76	7	1932	100	41	1908
未	5	15	2003	29	54	1979	53	30	1955	77	6	1931	101	40	1907
午	6	14	2002	30	53	1978	54	29	1954	78	5	1930	102	39	1906
巳	7	13	2001	31	52	1977	55	28	1953	79	4	1929	103	38	1905
辰	8	12	2000	32	51	1976	56	27	1952	80	3	1928	104	37	1904
卯	9	11	1999	33	50	1975	57	26	1951	81	2	1927	105	36	1903
寅	10	10	1998	34	49	1974	58	25	1950	82	昭元 大15	1926	106	35	1902
丑	11	9	1997	35	48	1973	59	24	1949	83	14	1925	107	34	1901
子	12	8	1996	36	47	1972	60	23	1948	84	13	1924	108	33	1900
亥	13	7	1995	37	46	1971	61	22	1947	85	12	1923	109	32	1899
戌	14	6	1994	38	45	1970	62	21	1946	86	11	1922	110	31	1898
酉	15	5	1993	39	44	1969	63	20	1945	87	10	1921	111	30	1897
申	16	4	1992	40	43	1968	64	19	1944	88	9	1920	112	29	1896
未	17	3	1991	41	42	1967	65	18	1943	89	8	1919	113	28	1895
午	18	2	1990	42	41	1966	66	17	1942	90	7	1918	114	27	1894
巳	19	平元 昭64	1989	43	40	1965	67	16	1941	91	6	1917	115	26	1893
辰	20	63	1988	44	39	1964	68	15	1940	92	5	1916	116	25	1892
卯	21	62	1987	45	38	1963	69	14	1939	93	4	1915	117	24	1891
寅	22	61	1986	46	37	1962	70	13	1938	94	3	1914	118	23	1890
丑	23	60	1985	47	36	1961	71	12	1937	95	2	1913	119	22	1889

石川県行政書士会々員の皆様、いつもありがとうございます



皆様の経営状況分析の
ご申請をお待ちしております



経営状況分析は ワイス公共データシステム

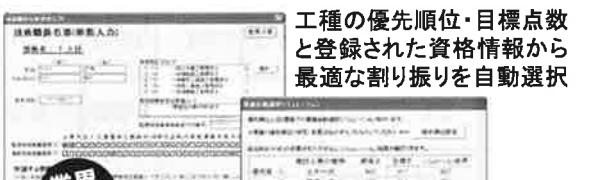
新経審対応ソフト 無料

「電子申請支援システム 建設業統合版」

※保守料金・バージョンアップ料金も不要

ソフトCD好評配布中！今すぐご依頼ください

- 新評点での経審評点計算
- 《大分県》完成工事内訳書
- 《新》工事経歴書作成
- 新書式での提出書類作成
- 技術職員2業種自動選択



2業種自動選択シミュレーション

今秋 操作性大幅アップ！さらに使いやすくなります



ご相談・ご質問・ご要望
いつでも承っております

現在ご利用の
建設業関連ソフトから

データの読み込み可能

分析料金 9,000円～

選べる
分析料金

行政書士様を
通して申請された 建設会社様に特典あり★

最大5,000円キャッシュバック★

郵送料・振込手数料・配達記録料不要★

★フルサービスプラン(11,000円～)でのサービスとなります。

経営状況分析機関 登録番号 4

情報セキュリティの国際規格 ISO27001認証取得

ワイス公共データシステム 株式会社

お問い合わせは
右記のいずれかから
お願い致します。

インターネット

<http://www.wise-pds.jp/>

ワイス公共

検索

e-mail

[info@wise-pds.jp/](mailto:info@wise-pds.jp)

お電話

TEL 026-232-1145 (お電話は平日9:00～17:30まで受付
ソフトサポートは 0269-65-4721まで)

建設業に関する注目ニュースをホームページにて公開中！今すぐ情報を確認ください

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



中 村 清

◇金沢支部 ◇平成20年3月15日入会
◇事務所所在地
金沢市山科2丁目1番21号
☎ 076-281-6039

この度入会させていただきました。

行政書士の職務の重要性を認識し、より多くの知識と経験を身に付け「あなたの街の法律家」として活動できるよう努力したいと思います。

これからも先輩の皆様のご指導ご鞭撻を宜しくお願ひ致します。



武 田 壽 夫

◇金沢支部 ◇平成20年4月2日入会
◇事務所所在地
金沢市若宮2丁目161番地
☎ 076-234-1551

今年4月に行政書士になりました武田壽夫です。

これまでの長い公務員生活で得た知識、経験を活かし、県民の皆様に少しでもお役に立てればと願っております。

先輩の諸先生方のご指導を賜り、一歩一歩進んで参りたいと思っておりますので、宜しくお願ひ申し上げます。



横 征 郎

◇金沢支部 ◇平成20年3月15日入会
◇事務所所在地
金沢市末町15の1番地5
☎ 076-229-4293

はじめまして、本年度入会いたしました横と申します。現在、金融機関に勤めているため開店休業中ですが、寸暇をみてトレーニングをしております。どうぞ宜しくお願ひ致します。



岩 本 美 恵 子

◇金沢支部 ◇平成20年4月15日入会
◇事務所所在地
石川郡野々市町粟田4丁目113番地
☎ 076-246-5683

平成20年4月に金沢支部に入会させていただきました岩本美恵子と申します。

貪欲に知識を吸収し、一つ一つ丁寧に仕事をしていきたいと思います。先輩の先生方、どうぞよろしくお願ひいたします。



島 崎 与 志 夫

◇七尾支部 ◇平成20年3月15日入会
◇事務所所在地
羽咋市千里浜町ト11番地8
☎ 0767-22-4116

この度、行政書士会に登録させていただきました。これまでの警察業務で得た44年間の知識や経験を基に、住民と行政をつなぐパイプ役として、相談の多い相続、遺言等の仕事をを中心に頑張っていきたいと思っております。



砂 山 彰

◇金沢支部 ◇平成20年4月15日入会
◇事務所所在地
金沢市尾張町1丁目2番32号
☎ 076-229-7115

4月に入会いたしました砂山と申します。

依頼していただいたお客様の幸福のために、そして、ふるさと石川のさらなる発展のために、精一杯汗を流しています。

業務経験が浅く未熟ではありますが、先輩方のご指導の下、日々研鑽を重ねてまいります。

今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



清 水 あ ゆ み

◇金沢支部 ◇平成20年4月2日入会
◇事務所所在地
金沢市清川町7番11号
☎ 076-247-0200

会員の皆様、はじめまして。4月に入会させていただいた、清水あゆみと申します。業務については戸惑うことが多い日々ですが、快く相談に乗って下さる先輩の先生方がいらっしゃることをとても心強く思っております。私も、先輩方のような行政書士になれるよう努力して参りたいと思います。



岡 野 真 生

◇金沢支部 ◇平成16年11月1日入会
(20.6.1) (沖縄会より)
◇事務所所在地
金沢市本江町8番30号
☎ 076-213-9009

はじめまして、沖縄県行政書士会からの移転で、石川県行政書士会に入会させていただきました。岡野真生と申します。会社関係を中心業務として、税理士と兼業になりますが、先輩方々の御ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【お詫びと訂正】会報いしかわNo44に誤りがございましたので下記のとおり修正いたします。
横 征郎様、島崎与志夫様の写真が入れ違っていたのを修正いたしました。

会務日誌

事務局からのお知らせ

1月	22日	業務研修会・伝達研修会 (於:本館2F第1研修室)	54名
	23日	職務上請求書確認作業 午後1時半～ 本会議室	1名
	26日	第10回金大との提携ADR研修会 (於:角間キャンパス)	21名
	”	★馳浩新春国政報告会・出版記念パーティー (於:ホテル日航金沢)	3名
	28日	金沢支部 午前9時～ 本会議室(午後滋賀会湖南支部と懇談)	3名
	”	滋賀会湖南支部会員(6名)来局 午前 本会議室	3名
2月	5日	中地協第3回ADR講座 午後1時半～ (於:愛知会)	2名
7・8日		著作権実務研修会 午後1時10分～ (於:日行連地下講堂)	1名
9日		中地協 「広報・監察」「産廃業務」担当者会議 於:愛知会	4名
10日		開業セミナー 午後1時半～ (於:第2研修室) 参加者35名	7名
13・14日		新入会員研修モデル研修及びシステム説明会 (於:日行連地下講堂)	2名
16日		第11回 金大との提携ADR研修会 (於:角間キャンパス)	23名
”		★岡田直樹参議院議員108新春国政報告会 午後3時～ (於:金沢エクセルホテル東急)	2名
21日		県土業団体協議会第2回定例会 午後4時～ (於:KKRホテル金沢)	3名
25日		無料相談協議会打合せ (於:白山市役所)	3名
26日		業務研修会 午後1時半～ (於:第6研修室)	57名
27日		職務上請求書確認作業 午後1時半～ 本会議室	1名
”		★安達前市議と新春懇談会 午後7時 (於:金沢国際ホテル)	5名
28日		★紐野県議長就任祝表敬訪問	3名
28・29日		会員管理システム導入説明会 本会議室	5名
3月	2日	★馳浩衆議院議員「女性の集い」 (於:金沢エクセルホテル東急)	5名
8日		第5回部長会 本会議室	12名
11日		★下沢県議連合後援会総会 (於:金沢エクセルホテル東急)	3名
13・14日		中地協理事会 於:富山 会長出席	
14日		平成19年度行政書士試験実施報告会 (於:八重洲富士屋ホテル)	1名
15日		第12回金大との提携ADR研修会 (於:角間キャンパス)	22名
16日		IT委員会 本会議室	5名
17日		監察部会 本会議室	4名
18日		広報部会 本会議室	5名
19日		経理部会 本会議室	5名
21日		総務部会 本会議室	5名
22日		業務指導部会 本会議室	7名
24日		新規入会者(3名)登録証伝達式 本会議室	2名
26日		職務上請求書確認作業 本会議室	2名
27日		平成20年度予算協議 本会議室	3名
29日		業務研修会 (於:第3研修室 本館3F)	46名
4月	5日	財務・会員管理ソフト導入説明会 本会議室	7名
7日		会員の会費督促の件で金沢簡易裁判所へ	2名
”		県総務課・監理課課長へ表敬訪問	3名
8日		第1回経理部会 午前10時～ 本会議室	5名
”		平成19年度経理監査 午後1時30分～ ”	7名
10日		第1回部長会 ”	12名
14日		新規入会者2名登録証伝達式 ”	2名
18日		輪島支部定時総会 午後3時～ 於:キャッスル真名井 会長出席	
19日		第2回部長会 午前10時～ 本会議室	12名
”		第1回理事会・支部長会合同会 於:地場産本館第1会議室	23名
23日		職務上請求書確認作業 本会議室	2名
23・24日		日行連理事会 於:日行連地下講堂	2名
30日		新規入会者2名登録証伝達式 本会議室	2名
5月	2日	会費納入通知発送	
7日		議案書発送	1名
10日		金沢支部総会 午後4時～ 於:ホテル金沢 会長出席	
”		小松支部総会 午後4時～ 於:辰口温泉まつさき 会長出席	
18日		七尾支部総会 午後5時～ 於:ホテルのと楽 会長出席	
20日		第1回総務部会 午前10時～ 本会議室	5名
23日		富山会定時総会 於:名鉄トヤマホテル 会長出席	
”		土地家屋調査士会総会 午後1時30分～ 於:あえの風 会長出席	
24日		石川会定時総会 午後3時～ 於:金沢スカイホテル	55名
”		★石川県行政書士政治連盟定期大会 ”	58名
28日		第1回監察部会・職務上請求書確認作業 本会議室	5名
30日		愛知会定時総会 於:ホテルキャッスルプラザ 会長出席	

	"	社労士会定時総会	於：厚生年金会館	的場副会長出席	
6月	31日	福井県定時総会	於：福井県織協ビル	会長出席	
	2日	第2回経理部会		本会議室	4名
	9日	経理部会費納入方法確認作業の為		"	3名
	13日	第1回業務指導部会		"	7名
14・15日		平成20年度中地協定時総会	於：富山(名鉄トヤマホテル)		9名
	15日	★紐野石川県議会議長就任を祝う会	於：ホテル日航金沢		10名
19・20日		平成20年度日行連定時総会	於：新潟(朱鷺メッセ・スノーホール)		7名
	20日	★平成20年度日政連定期大会	"		7名
	21日	北陸新幹線建設促進石川県民会議	於：地場産センター		1名
	22日	★馳浩参議議員議員街頭演説会参加	於：名鉄エムザ前		2名
	23日	単位会変更登録者入会伝達式(1名)	本会議室		2名
	24日	北陸税理士会石川県支部定期総会	於：ANAクラウンプラザホテル	会長出席	
	25日	職務上請求書確認作業	本会議室		1名
7月	2日	金大ADR研修修了証授与式	於：地場産本館3F第20会議室		17名
	5日	第3回部長会	本会議室		13名
5・6日		全国女性行政書士交流会	於：長野		1名
	10日	第1回広報部会	本会議室		7名
	11日	第1回ICT委員会 午後3時～	"		6名
	15日	第2回総務部会	"		7名
	16日	白山市無料相談会 午後1時～	於：吉野谷公民館		1名
	"	経理部会費納入作業関係	本会議室		2名
	17日	第1回法規・企画部会	"		5名
	18日	平成20年度行政書士試験責任者説明会	於：八重洲富士屋ホテル		3名
	"	第2回広報部会	本会議室		6名
	19日	第4回部長会 午前10時～	"		13名
	"	第2回理事会	於：地場産本館第1会議室		22名
	23日	職務上請求書確認作業	本会議室		1名
23・24日		日行連理事会	於：日行連地下講堂		2名
24・25日		★日政連幹事会	"		2名
	25日	第3回広報部会	本会議室		6名
	26日	第2回業務指導部	"		6名
	29日	第3回経理部会 午後1時～	本会議室		5名
	"	広報部会報原稿調整作業 午前(2名)午後(1名)	本会議室		3名
31日		韓国戸籍廃止後の運用についての研修会	於：愛知会		1名

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、平成20年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
 何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。
 なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願ひ申し上げます。

記

1. 平成20年度会費 金72,000円
 納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい
 お 振 返 先 石川県庁内郵便局
 口座番号 00750-6-55558
 口座名義 石川県行政書士会
2. 日本行政書士政治連盟
 平成20年度会費 金5,400円
 納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい
 お 振 返 先 石川県庁内郵便局
 口座番号 00720-1-74073
 口座名義 日本行政書士政治連盟 石川県支部



会員移動

新規登録個人会員（8名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成20.3.15	金沢	中村 清	(事)金沢市山科2丁目1番21号	(076) 281-6039
平成20.3.15	金沢	横 征郎	(事)金沢市末町15の1番地5	(076) 229-4293
平成20.3.15	七尾	島崎与志夫	(事)羽咋市千里浜町11番地8	(0767) 22-4116
平成20.4.2	金沢	清水あゆみ	(事)金沢市清川町7番11号	(076) 247-0200
平成20.4.2	金沢	武田 壽夫	(事)金沢市若宮2丁目161番地	(076) 234-1551
平成20.4.15	金沢	岩本美恵子	(事)石川郡野々市町粟田4丁目113番地	(076) 246-5683
平成20.4.15	金沢	砂山 彰	(事)金沢市尾張町1丁目2番32号	(076) 229-7115
平成16.11.1 (沖縄会より)	金沢 (20.6.1)	岡野 真生	(事)金沢市本江町8番30号	(076) 213-9009

変更登録事項（8名）

変更年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成20.2.29	金沢	片山 豊樹	(事)石川郡野々市町矢作1丁目180番地	(076) 248-7800
平成20.2.29	金沢	村田 憲泰	(事)金沢市寺地2丁目21番6号	(076) 244-9215 変更なし
平成20.2.29	金沢	山田 礼二	(事)金沢市諸江町中丁171番1	(076) 265-5433
平成20.3.14	金沢	奥村 治憲	変更なし	(076) 272-5288 局番変更
平成20.3.14	金沢	前川 仁恵	変更なし	(076) 272-7000 局番変更
平成20.6.13	七尾 (旧輪島)	皆森 俊一	(事)七尾市亀山町15番地	(0767) 52-9757
平成20.6.30	金沢	宮崎 良正	(事)白山市八田中町1104番地1	(076) 275-6259 変更なし
平成20.6.30	金沢	吉田 純一	(事)金沢市光が丘3丁目202番地	(076) 298-7221 変更なし

退会者（10名）

退会年月日	氏 名	退会事由	退会年月日	氏 名	退会事由
平成20.1.24	高橋 真鈴	逝去	平成20.3.31	北岡 外志雄	廃業
平成20.1.31	牧畠 清隆	廃業	平成20.3.31	坂井 省吾	〃
平成20.2.29	久山 恭子	〃	平成20.3.31	館 滋	〃
平成20.2.29	浅井 廣史	〃	平成20.4.30	小川 清吉	〃
平成20.3.31	堀内 昭夫	〃	平成20.6.9	佐野 照彦	〃

※高橋 真鈴様(七尾)のご冥福をお祈り致します。

編集後記

今回は、実務に直結する資料を誌面に掲載することを一つのねらいとしました。教科書から学ぶ理論的なものとともに、実務には更に具体的にどう書くのか、どこへ行けば良いのかなど、特に初めて手がける業務には必要性を感じます。

そのような業務資料は、他の単位会の広報誌にも沢山見受けられます。一度体験すればわかるものもありますが、法改正とともに変わってゆくもの、法制定によって新たに生まれるものなどあり、その手掛けりを掴めるようなものにチャレンジしました。

官庁の窓口担当者の実務的な講義や、先輩の体験上の知恵などが業務遂行の上でとても役に立ちます。

これまで以上に会員の皆様に読んで活用して頂ける誌面を目指すことができたなら幸いです。

(広報部一同)

会報いしかわ 第44号

発行日 平成20年8月31日
発行人 会長 茅野勇平
広報部長 寺田 隆
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県繊維会館3階
TEL (076)268-9555 FAX(076)268-9556
E-mail: office@ishikawagousei.org
URL: http://www.ishikawagousei.org/

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。



【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可